

## 佐賀県告示第 207 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 2 年 8 月 7 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	廃止年月日
かこば薬局	西松浦郡有田町黒川丙 607 番地 1	平成 30 年 12 月 1 日
げんき堂薬局うしや店	杵島郡白石町大字牛屋 3246 番地	平成 30 年 12 月 31 日
医療法人正和会志田病院	佐賀市水ヶ江二丁目 7 番 23 号	〃
ほうらい薬局	武雄市武雄町大字富岡 7745 番地 9	〃
いぬお病院	鳥栖市萱方町 110 番地 1	〃
ほたる薬局	小城市小城町松尾 4098 番地 9	〃
にしかわ整形外科クリニック	小城市三日月町長神田 2171 番地 5	〃